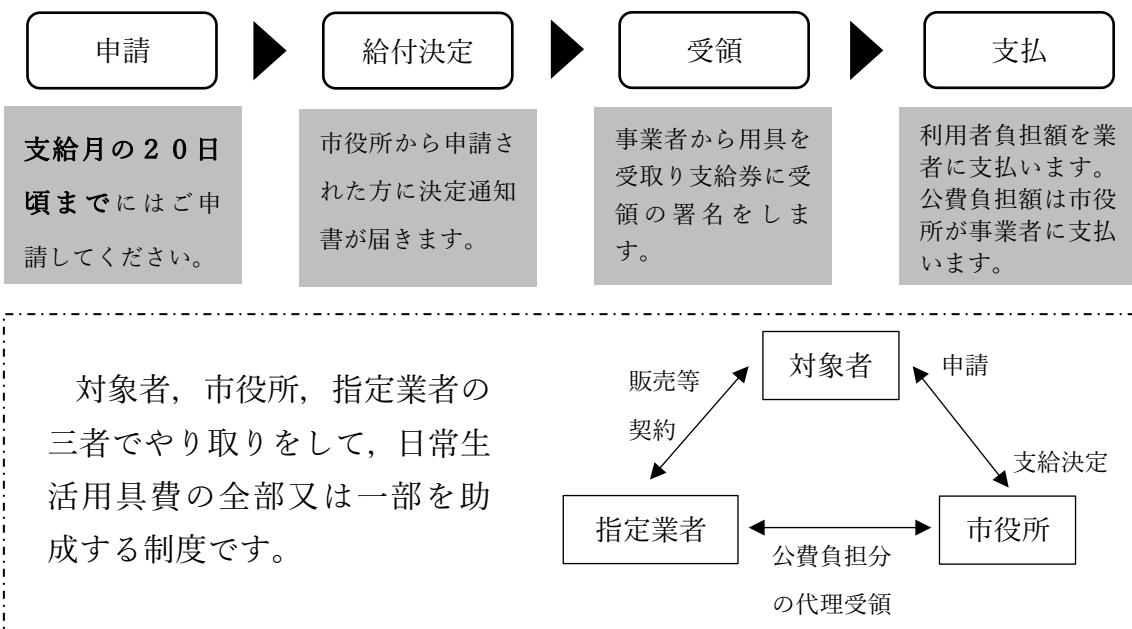


日常生活用具費の支給について【ストマ・紙おむつ】

常総市では、「常総市障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱」に基づき、障がい者等の方々がより円滑に日常生活を送るために、必要に応じて日常生活用具の購入に係る費用の全部又は一部を支給しています。

1. 手続きの流れ

必ず購入する前にご相談ください。購入後の補助はおこなっておりません。



2. 申請に必要な書類

【新規の場合】

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 購入を希望する用具の見積書…事業者が作成したもの。
- 診断書 ※紙おむつの支給を受ける場合に必要な場合があります。
- 世帯の課税状況を証明できるもの ※省略できる場合もあります。

【継続の場合】

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 購入を希望する用具の見積書…事業者が作成したもの。
- 世帯の課税状況を証明できるもの ※省略できる場合もあります。

3. 申請方法

窓口、郵送又はいばらき電子申請・届出サービスでの申請が可能です。

(1) 窓口

下記の窓口で申請書をご記入の上、必要書類をご提出ください。

①社会福祉課（本庁舎議会棟1階8番窓口）

②暮らしの窓口課保健福祉サービス係（石下庁舎4番窓口）

(2) 郵送

下記の郵送先に必要書類をお送りください。

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市役所 社会福祉課 障がい福祉係

(3) 電子申請・届出サービス（インターネット）

市のホームページの「日常生活用具の給付」についてのページに貼られてあるリンク先のページからご申請してください。

4. 利用者負担額

見積金額が基準額を超過する場合	見積金額が基準額を超えない場合
超過する額+基準額の1割	見積金額の1割

※所得等に応じて利用者負担額中超過する額を除いた分については、ひと月に支払う上限が設定されています。

- ・課税世帯…37,200円
- ・障がい者等又は世帯員の所得が80万円を超過し、かつ、非課税世帯…24,600円
- ・その他……15,000円

5. 注意事項

- (1) 障がい者等本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、給付の対象になりません。
- (2) 介護保険法の対象となる場合は、給付の対象なりません。

<問合せ先>

常総市役所 社会福祉課 障がい福祉係

TEL 23-2111(内4133, 4134)

暮らしの窓口課 保健福祉サービス係

TEL 44-7844